

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数 量 ( k l )
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	60	42,269
	<b>小 計 (A)</b>	<b>60</b>	<b>42,269</b>
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	1,259	6,186
	航 路 標 識 等	3	10
	鉄道用車両または軌道用車両	3	368
	農 業 等	8,524	3,038
	林 業 等	8	245
	陶 磁 器 製 造 業	0	0
	建設用粘土製品製造業	0	0
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	17	253
	生コンクリート製造業	0	0
	鉄 鋼 業	0	0
	電 気 供 給 業	1	3,239
	地熱資源開発事業	0	0
	鉱物の採掘事業	22	2,550
	とび・土木工事業	9	706
	鉱さいバラス製造業	0	0
	化 学 工 業	0	0
	石油製品製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	5	420
	倉 庫 業	2	4
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	5	61
	木 材 加 工 業	21	554
	木 材 市 場 業	4	69
	た い 肥 製 造 業	1	21
	自動車教習所業	0	0
	索 道 事 業	7	258
	ゴ ル フ 場 業	0	0
	<b>小 計 (B)</b>	<b>9,891</b>	<b>17,982</b>
	アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
<b>合計 (A)+(B)+(C)+(D)</b>		<b>9,951</b>	<b>60,251</b>

(注) 法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成24年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。